

第 1 号様式（第 6 条関係）

さつま町普通財産売却処分一般競争入札公告

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行うので、さつま町普通財産の処分に関する要綱第 6 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

さつま町長 上野 俊市

1 一般競争入札に付する売払物件

物件名	所在地	地目 (構造)	地積 (面積)	最低売却価格
土地	柏原字政所 3273 番 5	畑	3,784 ㎡	3,027,200 円

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、さつま町農業委員会が発行する買受適格証明の発行を受けた町内の個人又は町内に事業所を保有する法人とする。

ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当する者
- (2) さつま町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 27 年さつま町告示第 138 号）第 3 条第 1 項各号の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) さつま町農業委員会が発行する買受適格証明のない者
- (6) その他町長が不適当と認めた者

3 入札参加に関する問い合わせ

- (1) 期間 令和 8 年 9 月 3 日～令和 8 年 9 月 16 日（閉庁日は除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

- (2) 問い合わせ先

さつま町役場農林課鶴田農林係

（さつま町神子 663 番地 1 さつま町役場鶴田支所内）

4 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、入札参加申込書と次の書類を提出すること。（いずれも発行後 3 ヶ月以内のものに限る）

- (1) 住民票（法人の場合は登記事項証明書及び定款）
(2) 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（法人の場合は資格証明書（代表者事項証明書））
(7) 市町村税納税証明書（未納がないことの証明）
(8) さつま町農業委員会が発行する買受適格証明

受付期間 令和 8 年 11 月 2 日～令和 8 年 11 月 18 日（閉庁日は除く）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

受付場所 さつま町役場 鶴田支所 鶴田農林係

5 入札及び開札の日時及び場所 令和 8 年 11 月 26 日 午後 2 時 00 分

さつま町役場本庁 3 階 会議室 3-A

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札
(2) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(3) 入札金額が予定価格を下回る入札書による入札
(4) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(6) 消字することのできる筆記用具を用いて文字を記載した入札書による入札
(7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) 送付、電報又は電送の方法による入札

7 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額

8 落札者の決定方法

入札価格が町の最低売却価格以上で、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじ引きによって落札者を決定する。

9 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の金額

10 代金の納入方法

契約締結の日から 30 日以内に、町が発行する請求書又は納入通知書により契約金額を納入

11 その他

入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参すること。